

貸会議室利用規約

公益財団法人 仏教伝道協会

目 次

- 第 1 条【利用の前に】
- 第 2 条【公益目的利用と一般利用】
- 第 3 条【貸出審査】
- 第 4 条【予約方法】
- 第 5 条【利用内容の確認と使用制限】
- 第 6 条【利用可能日と貸出時間】
- 第 7 条【会場設営および備品】
- 第 8 条【利用料金】
- 第 9 条【利用人数の確認】
- 第 10 条【非常の場合】
- 第 11 条【日程等の変更調整】
- 第 12 条【物品の持ち込みおよび飲食等】
- 第 13 条【給湯室、喫煙、火気の取り扱い】
- 第 14 条【その他の注意事項】
- 第 15 条【改 廃】

貸会議室利用規約

第1条【利用の前に】

当会議室を初めて利用される方は、「利用者登録申請書」に必要事項を記入の上、郵送またはFAXにてご提出ください。

当方にて審査の上、貸出の可否、公益目的利用または一般利用かを判断し、場合によっては利用をお断り致します。

第2条【公益目的利用と一般利用】

当会議室は、提出いただいた「利用者登録申請書」ならびに「会議室利用申込書」により、公益目的利用と一般利用の二つに分け、利用料金を適用します。

また、公益目的利用の予約は利用希望月の6箇月前、一般利用の予約は利用希望月の3箇月前から受け付けます。

【公益目的利用】

公益目的利用に該当する利用者は次の通りとします。

- (1) 当協会の事業目的（仏教を通じた仏教精神、文化の興隆に関する事業）に沿った活動を行う団体等であると当協会が認めた場合。

ただし特定の宗派や教義を説く団体、宗教団体はお断り致します。

- (2) 公益社団・公益財団として認定を受けた団体、NPO 団体等でその団体の活動が、一般的に見て不特定多数の利益増進に繋がる活動（公益活動）を行っていることと認められること。また実際の使用目的が公益目的使用であること。その基準は、『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律』第2条4 公益目的事業 学術、芸芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業のうち、次のいずれかに該当するものであって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとします。

①学術及び科学技術の振興を目的とする事業

②文化及び芸術の振興を目的とする事業

③男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業

ただし、その団体の収益事業に関する会議等の目的での使用は一般利用料金の適用となります。

【一般利用】

公益目的利用に該当する利用者以外の方は一般利用とします。

第3条【貸出審査】

当貸会議室を初めて利用される方は、「利用者登録申請書」に基づき、貸出審査を行いますので、ご了承ください。

第4条【予約方法】

電話にて利用希望日の空き状況を確認の上、必ず指定の「会議室利用申込書」に必要事項を記入し、郵送またはFAXにてご提出ください。

「会議室利用申込書」の到着をもって、予約受付とさせていただきます。ただし、初めて利用される方につきましては、前項の当方による貸出審査が通過するまでは、先に「会議室利用申込書」をご提出いただいていたとしても、貸出審査通過まで予約受付は留保されます。

なお、仮予約の受付は致しません。また、予約数は1利用者につき10件までとさせていただきます。

第5条【利用内容の確認と使用制限】

予約時または予約後に利用内容を確認する場合があります。

なお次の場合には、申込みのお断りもしくは予約後、使用期間中においても予約の取消、使用中の処置をとらせていただきます。またその後の利用をお断り致します。この場合に利用者に損害が生じる場合であっても、当方は一切の責任を負いません。

- ・申込み時の使用目的と使用時の内容が著しく異なるとき、または申込み内容に虚偽があったとき。
- ・利用料金を期日までにお支払いいただけていないとき。
- ・申込者および主催者、その他出席者が暴力団関係者等、当方が不相当と認めたとき。
- ・物品販売・商業宣伝他にこれに類似する催しを行ったとき。
- ・利用内容が風紀上または管理上好ましくないと当協会が認めたとき。
- ・当協会の公益的性質に照らし、申込者および主催者、その他出席者、利用内容がふさわしくないものと当協会が認めたとき。
- ・他の利用者に迷惑をかける行為があったとき。
- ・利用内容が特定の政治・宗教活動を目的と判断される場合。
- ・当協会の許可なく会場以外の場所で作業や催事行為を行ったとき。
- ・その他当協会が不相当と認めたとき。

第6条【利用可能日と貸出時間】

貸出は、土曜日、日曜日、祝祭日、仏教伝道協会休暇日を除く、平日の9:00

～17:00 までとし、その時間区分は 9:00～12:00 (午前)、13:00～17:00 (午後)、9:00～17:00 (終日) の 3 区分とします。準備、片付け及び利用者等の入退室も含めてお申し込みください。利用時間の延長はお受けできません。

第 7 条【会場設営および備品】

会場の設営は、事前にレイアウト図を FAX 等で指定いただいた場合のみ、当方にて無料で準備します。ただし、設備の大幅な移動が伴う場合等、特殊な設営が必要な場合には、別途設営料金を申し受けます。事前にレイアウトの指定がない場合は、利用者様ご自身で設営をお願いします。なお貸出備品（有料）は予約時にお申し込みください。

第 8 条【利用料金】

- ・各部屋の利用料、キャンセル料、有料備品については、「会議室基本料金一覧表」をご覧ください。
- ・利用料金は予告なく変更される場合があります。
- ・予定時刻より早く終了された場合でも、減額等の対応は致しません。
- ・利用料金は、当月利用分を当月末日で締め、請求書を送付致します。利用月の翌月末までに当協会指定金融機関までお振込ください。
- ・入金を確認できない場合、利用をお断りすることがあります。
- ・初めて利用になる場合には、事前にお送りする請求書に基づいて、利用日の 3 日前までに入金をお願いします。

第 9 条【利用人数の確認】

防災管理の為、予め利用人数の確認をさせていただきます。

安全管理のため、会議室ごとに定員を定めております。定員数を超える入場がないようご注意ください。

第 10 条【非常の場合】

地震、火災等の非常事態が発生した場合は、当協会自衛消防隊より館内放送等を利用し、避難誘導等を行います。会場利用責任者は利用前に非常口を確認し、避難誘導にご協力をお願いします。また利用時の安全管理には充分ご配慮ください。

第 11 条【日程等の変更調整】

諸事情により予約いただいた日程・時間・会議室・備品その他の調整をお願いする場合がございます。また地震、台風などの自然災害、伝染病の流行など

の状況が発生した場合など、安全管理上やむを得ず日程の変更、予約の取消をお願いすることがあります。

第12条【物品のお持ち込みおよびご飲食等】

- ・会議等に必要な物品を持ち込む際は、ご予約時間内に必ず利用者の責任にて入搬出を行って下さい。当協会にて荷物の預かり、事後の配送手配などは致しません。
- ・会議室内での飲食は、他の利用者の迷惑とならないこと、ゴミは必ず持ち帰ることを条件に許可します。ただし、汚損等により損害が出た場合には損害金額をご請求致します。
- ・館内でお買い求めになったものを除き、持ち込まれたものはゴミも含めて、必ず利用者自身にてお持ち帰りください。

第13条【給湯室、喫煙、火気の取り扱い】

- ・給湯室および給湯室備品を利用の場合は、必ず事前に申し出の上、7階給湯室をご利用ください。湯沸かしは備え付けの電気式コンロを使用し、責任をもってお使いください。ご利用になった茶器等は必ず洗浄し、所定の位置に返却してください。
- ・喫煙は所定の喫煙ルーム（3階と7階）をご利用ください。会議室内その他の場所での喫煙は禁止です。
- ・香、ろうそくの使用は事前の申込み・相談により、当協会が認めた場合のみ許可します。

第14条【その他の注意事項】

- ・荷物、貴重品などは、利用者の責任で管理してください。盗難、紛失等が生じた場合、当協会は一切の責任を負いません。
- ・当会議室使用に伴う人身事故及び展示物等の盗難破損事故に関しては、その原因の如何を問わず当協会は、一切の責任を負いません。会場使用に伴い会場内外の建物・設備・備品その他付帯設備を汚損・毀損・紛失させた場合は、その損害金額をご負担いただきます。またその原因により会議室の貸出、利用ができなくなった場合は、損害の実費負担と利用料金に基づいた逸失利益の合計金額もご負担いただきます。
- ・危険物、動物、その他当協会が不相当と認めた物品等の持ち込みはお断りいたします。ただし、盲導犬等の場合は事前にご相談ください。
- ・ロビーは他の利用者および当ビルテナントとの共有スペースです。お客様同士の会話、携帯電話での通話等、他の利用者の迷惑とならないようご

配慮をお願いします。

- ・あたかも仏教伝道協会が主催しているかのような誤解を与える催し物、またパンフレット等案内物への記載はお断りいたします。
- ・催し物への問い合わせは必ず主催者が受けられるようお願いいたします。また当方での電話の取り次ぎ等は致しませんので、ご了承ください。
- ・当ビルには貸会議室ご利用者用の駐車設備はございません。公共交通機関をお使いいただくか、近隣の有料駐車場等をご利用ください。

第15条【改 廃】

この利用規約は必要により適宜改定する。

平成 24 年 4 月 1 日 制定
平成 24 年 9 月 14 日 改定
平成 25 年 4 月 16 日 改定
平成 26 年 4 月 1 日 改定

公益財団法人 仏教伝道協会